

平成25年8月30日

株式会社 メガロス
代表取締役 木皿儀 邦夫殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



ご 連 絡

本協会からの平成25年6月25日付「申入書」に対し、貴社より平成25年7月24日付で「回答書」を頂戴いたしました。ご対応いただき、ありがとうございました。

貴社からのご回答及び改定されたクラブ会員会則等を本協会で検討した結果、なお下記のように思料いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

貴社のクラブ会員会則改定案では、

第9条 3. 一旦納入した会費等は、本会則または法令に定めがある場合を除いて、これを返還しない。

入会にあたっての承諾事項では、

①入会手続き時及び年一括払いで納入いただいた入会金、事務登録手数料、会費、手数料等は、会則または法令に定めがある場合を除いて、ご返金できません。

と、改定されております。

貴社が、本協会の申し入れを受けて、従来の規約を変更した点は評価できます。しかし、改定後のクラブ会員会則では、原則として返金を受けられない、という体裁が変わっていないばかりか、返金を受けられる範囲が明確ではありません。この点、別途14条に新たな規定が設けられていますが、条文を相互参照しなければならない点で、消費者にとって平易とはいえず使い勝手の悪いものになっています。

消費者契約法3条では「事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮する」ことが求められています。そして、申入書でも指摘したとおり、会費は施設利用の対価であるから、中途退会時に前払いに係る退会後の残存日数あるいは残存月数に対応す

る会費は不当利得として会員に返還すべきものであることからすれば、この点が明確にわかるように改定されるべきであると考えます。

例えば、「いったん納入した会費等は、入会金、事務登録料を除いて返金する。ただし、会費、手数料等の返金額は別途定める計算方法によって返金するものとする。」と変更してはどうでしょうか。

返金額の計算方法について

改定後のクラブ会員会則では返金額について「受領済みの会費から『会社所定の方法により計算した』既経過期間に相当する部分の会費を控除した残額がある場合は、これを遅滞なく返還し」とされています。また、「年一括払いの会員については、『会社所定の方法により』既経過期間に相当する部分の会費を計算するにあたっては、月会費の金額を基準とするものとする。」とされています。

しかし、中途退会した場合の会費・手数料等については施設利用の対価ないしは施設利用に付随する費用を意味すると考えられることからすれば、これらについては残存日数ないしは残存月数分は金額不当利得として返還される必要があります。したがって、会社所定の方法による計算額で返金するとの改定では不十分です。仮に、貴社が残存日数ないしは残存月数分を返金するとの趣旨で「会社所定の方法により」としているのであれば、消費者が受けられる返金額を明確にするためにも、「会社所定の方法による計算方法」というのがいかなる内容なのかが明示されるべきです。

つきましては、上記2点について9月30日までに書面でご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本「ご連絡」並びに貴社からのご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-5614-0543 FAX: 03-5614-0743